

議案第2号関連資料

明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定のことについて

1 制定の目的

南二見人工島(二見臨海工業団地)内の特定工場について、設備投資などを促すことで地域経済の活性化を図るとともに、隣接する播磨町の人工島(新島・東新島)との基準の整合性を図るために、緑地面積率等のさらなる緩和を実施します。

2 制定の概要

南二見人工島内における緑地面積率等の基準値を「1%以上」と定めます。

区 域	現行(工場立地法による緩和)	2025年4月以降
南二見人工島	緑地: 5%以上 環境: 10%以上	緑地: 1%以上 環境: 1%以上

※緑地＝緑地面積率、環境＝環境施設面積率

※緩和対象区域については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条に基づく基本計画(2024年12月26日に国の同意取得済み)により南二見人工島を指定しています。

【参考】他の区域の状況

- ・準工業地域……………緑地: 10%以上、環境: 15%以上
- ・工業地域・工業専用地域…緑地: 5%以上、環境: 10%以上
- ・その他の地域……………緑地: 20%以上、環境: 25%以上(緩和なし)

3 施行期日

2025年(令和7年)4月1日

4 制定に向けたこれまでの取組み等

(1)議会での報告

2024年9月議会の生活文化常任委員会において緩和の取組みについて報告

(2)パブリックコメント

①実施期間: 2024年9月1日(日)～30日(月)

②結 果: 提出意見1人、1件(11月7日に市のHPで市の考え方を公開)

(3)市民説明会

日時・場所: ①2024年10月4日(金)18:30～／南二見会館(15人)

②2024年10月5日(土)15:00～／二見市民センター(2人)

5 その他

(1)他都市の状況

- ①神戸市：兵庫区の一部を1%に緩和
- ②高砂市：高砂町、西畑、荒井町、梅井、曾根町の一部を1%に緩和
- ③播磨町：新島・東新島を1%に緩和

(2)現在の対象数

南二見人工島内の特定工場22社

※製造業等で敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場